

様式第4号（第11条関係）

基住第200号
令和3年6月17日

第4区区長 天本 富孝 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

令和3年5月26日付けで提案がありました、カーブミラーの設置につきましては、今年中に1基設置します。

2. 取扱いの理由

住民課で要望箇所の確認を行いました。当該箇所は、車両が町道才の上2号線から町道塚原・長谷川線に進入する際、南側に擁壁があるため、南側の歩道から北側に進行する歩行者を目視で確認することができない状況であり、出会い頭の事故が発生する恐れがあるため。